

## 土木工事現場必携(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(平成31年)	改定文章(令和2年4月1日一部改正)	備考
0	表紙	平成31年4月	令和2年4月	
0	表紙	愛知県建設部	愛知県建設局	
1	土木工事現場必携の利用にあたって	この土木工事現場必携(以下「必携」という。)は、愛知県建設部が発注した	この土木工事現場必携(以下「必携」という。)は、愛知県建設局・都市整備局が発注した	
1 - 1	1-1 目的	この土木工事現場必携(以下「必携」という。)は、愛知県建設部が施行する	この土木工事現場必携(以下「必携」という。)は、愛知県建設局・都市整備局が施行する	
1 - 3	(7) 契約書		約款条項等の改正	
1 - 5	(4) 契約変更までの流れ	「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」及び「愛知県建設部設計変更ガイドライン」	「愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領」及び「愛知県建設局設計変更ガイドライン」	
1 - 6	事務フロー	メールによる報告も可	メールによる報告も可(ゴシックに修正)	
1 - 10	(イ) 監督員と監督業務の分担 総括監督員	1 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所長(本庁施行工事においては、建設部長。)への報告	1 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所長(本庁施行工事においては、建設局長又は都市整備局長。)への報告	
1 - 11	監督の方法	報告 請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面あるいは電子メール等電子媒体により知らせることをいう。	報告 請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面等により知らせることをいう。	
1 - 11	監督の方法	通知 発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面あるいは電子メール等電子媒体により互いに知らせることをいう。	通知 発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面等により互いに知らせることをいう。	
1 - 11	監督の方法	注) 電子メールによる報告、通知、連絡については、「電子メールを活用した情報共有実施要領(案)」によること	注) 電子メールによる報告、通知、連絡については、「電子メールを活用した情報共有実施要領(案)」及び「愛知県情報共有運用ガイドライン」によること	
2 - 3	2. 工事実績情報システム(CORINS)による「登録のための確認のお願い」			
2 - 3	③-3 兼務届・工程表の確認	「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」のうち、運用の2による双方が建設部発注工事の場合以外で、現場代理人等が兼務する場合や	「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」のうち、運用の3による双方が建設局・都市整備局発注工事の場合以外で、現場代理人等が兼務する場合や	
2 - 10	1. 現場代理人等通知書	(6) 「工事現場における現場代理人の常駐の取扱い」のうち、運用の2による双方が建設部発注工事の場合以外で、	(6) 「工事現場における現場代理人の常駐の取扱い」のうち、運用の2による双方が建設局・都市整備局発注工事の場合以外で、	
2 - 15	2. コリンズ登録	コリンズシステムへの登録は、標準仕様書第1編1-1-7に基づき、請負者が行う。主な書類については、以下のとおりである	工事実績情報システム(CORINS)への登録は、標準仕様書第1編1-1-7に基づき、請負者が行う。主な書類については、以下のとおりである	
2 - 15	2-1登録のための内容確認	(1) 請負者から監督員へ通知(メールも可)。監督員は、内容を確認のうえ、署名押印し、請負者に返却する。なお、メールによる場合は、監督員が署名押印したものをPDFデータとして返却する。	(1) 請負者はコリンズから監督員へメール送信にて通知。監督員は、内容を確認のうえ、署名押印し、請負者に返却する。なお、メールによる場合は、監督員が署名押印したものをPDFデータとして返却する。	
2 - 15	注意事項	(2) 請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。なお、登録内容の変更とは、工期、現場代理人、主任(監理)技術者の変更を指す。ただし、請負代金額が3500万円未満から3500万円以上、3500万円以上から3500万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更となった場合は、変更登録する。	(2) 請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。ただし、請負代金額が3500万円未満から3500万円以上、3500万円以上から3500万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更となった場合は、変更登録する。	
2 - 48	3 安全衛生管理体制の確立	安全管理担当職員 店社担当職員	安全管理担当者 店社安全担当者	
2 - 52	(6) 施工方法	【(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)】 主要工種について、……  (6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (7) 一般事項	【(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)】 主要工種について、……  (7) 一般事項	

土木工事現場必携(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(平成31年)	改定文章(令和2年4月1日一部改正)	備考
2 - 56	作成例	平成表記	令和表記	
2 - 63	(8)緊急時の体制及び対応	【(8)緊急時の体制及び対応】 大雨、出水、強風等の異常気象時における……  【作成例】 (8)緊急時の体制及び対応 (7)緊急時の体制	【(8)緊急時の体制及び対応】 大雨、出水、強風等の異常気象時における……  【作成例】 (7)緊急時の体制	
2 - 67	(11)現場作業環境の整備	事業説明板の仕様は下図のとおりとし、できる限りあいくる材を使用する。	事業説明板の仕様は下図のとおりとし、できる限り「あいくる材」を使用する。	
2 - 69	(13)その他	電子納品するCD及びDVDはウイルスチェックを行うこととし、発注者へ提出する書類を作成するパソコン毎にウイルス対策を必ず記載すること。 【作成例】 電子納品するCD及びDVDは、以下によりウイルスチェックを行います。	電子提出するデータ(打合せ簿など工事書類、電子成果品等)はウイルスチェックを行うこととし、発注者へ提出する書類を作成するパソコン毎にウイルス対策を必ず記載すること。 【作成例】 電子提出するデータ(打合せ簿など工事書類、電子成果品等)は、以下によりウイルスチェックを行います。	
2 - 70	7. 施工体制台帳・施工体系図	(1) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図を所定の様式(参考)により作成する。なお、施工体制台帳は所定の様式に以下の書類を添付し作成するものとし、その写しを監督員へ提出する。	(1) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図を所定の様式(参考)により作成し提出する。なお、以下の添付書類については提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。	
2 - 71	施工体制台帳		様式の改訂 一号特定技能外国人の従事の状態を追加	
2 - 75	9. 工事打合簿	※「電子メールを活用した情報共有の要領(案)」により、メール等を用いて、報告、連絡、通知を行っても良い。	※情報共有システムの対象である場合、運用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。	
2 - 76	9-1. 施工計画書の提出	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管)	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管) 情報共有システムを使用する場合は、別途紙に出力して提出しないものとする。	
2 - 77	9-2 工事材料の品質規格に関する資料(製品カタログ等)の提出	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管)	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管) 情報共有システムを使用する場合は、別途紙に出力して提出しないものとする。	
2 - 78	9-2 工事材料の品質規格に関する資料(製品カタログ等)の提出	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管)	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管) 情報共有システムを使用する場合は、別途紙に出力して提出しないものとする。	
2 - 79	9-3. 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管)	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管) 情報共有システムを使用する場合は、別途紙に出力して提出しないものとする。	
2 - 80	9-4. 「軽微な変更等」の設計変更を行う場合の概算金額の通知	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管)	提出部数:2部(処理・回答後、双方が各1部保管) 情報共有システムを使用する場合は、別途紙に出力して提出しないものとする。	
2 - 99	19. 工事記録	工事記録は具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的(月1回など)に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更通知、変更契約、工期変更(条件変更確認請求通知などは変更に対する経過書類であるため記載不要)を記載すること。 なお、提出は電子データにより行うことを基本とする。	工事記録は具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的(月1回など)に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更通知、変更契約、工期変更(条件変更確認請求通知などは変更に対する経過書類であるため記載不要)を記載すること。また、工事完成時には、実施工程表を添付すること。 なお、提出は電子データにより行うことを基本とする。	

土木工事現場必携(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(平成31年)	改定文章(令和2年4月1日一部改正)	備考																																																																																																																																																																																											
3 - 6	(4)写真管理	<p>(4) 工事写真の分類と整理</p> 	<p>(4) 工事写真の分類と整理</p> 																																																																																																																																																																																												
3 - 18	(2) 安全管理項目	<p>舗装の舗設中の段差はつけない。すり付勾配は標準仕様書p7-169 15-4-1 2 段差の処理を遵守する。</p>	<p>舗装の舗設中の段差はつけない。すり付勾配は標準仕様書 15-4-1 2 段差の処理を遵守する。</p>																																																																																																																																																																																												
3 - 28	施工管理表 工事共通	<table border="1" data-bbox="604 654 1254 941"> <tr> <td>測量</td> <td>仮BM</td> <td>1 基準となる点の選定</td> <td>工事打合簿</td> <td>了</td> <td>測点</td> <td>基準となる点の選定資料</td> <td></td> <td></td> <td>指示</td> <td>着手時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事用多角点</td> <td>2 仮BM、工事用多角点の設置</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>仮BM、工事用多角点の測量結果資料</td> <td></td> <td></td> <td>受理</td> <td>着手時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用地境界</td> <td>1 用地境界、中心線(法線)、縦横断の確認(設計図書との対比)の確認</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>各測量結果資料</td> <td></td> <td></td> <td>受理</td> <td>着手時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦横断</td> <td>2 控杖の設置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>採取土の採取場</td> <td>1 地形の実測</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>地形の実測資料</td> <td>全景又は代表部分</td> <td>採取前後</td> <td>受理</td> <td>採取前後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生土の受入地</td> <td>1 地形の実測</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>地形の実測資料</td> <td>全景又は代表部分</td> <td>搬入前後</td> <td>受理</td> <td>搬入前後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丁 張等</td> <td>1 主要構造物の位置、高さ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械</td> <td>排ガス対策型、低騒音型、低振動型</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定ラベル、標識の写真</td> <td>施工中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>すり付</td> <td>すり付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完成写真(全景又は代表部分)</td> <td>施工完了後</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	測量	仮BM	1 基準となる点の選定	工事打合簿	了	測点	基準となる点の選定資料			指示	着手時		工事用多角点	2 仮BM、工事用多角点の設置	工事打合簿	提出	測点	仮BM、工事用多角点の測量結果資料			受理	着手時		用地境界	1 用地境界、中心線(法線)、縦横断の確認(設計図書との対比)の確認	工事打合簿	提出	測点	各測量結果資料			受理	着手時		縦横断	2 控杖の設置										採取土の採取場	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	採取前後	受理	採取前後		建設発生土の受入地	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	搬入前後	受理	搬入前後		丁 張等	1 主要構造物の位置、高さ										機械	排ガス対策型、低騒音型、低振動型					指定ラベル、標識の写真	施工中				すり付	すり付					完成写真(全景又は代表部分)	施工完了後			<table border="1" data-bbox="1276 654 1926 941"> <tr> <td>測量</td> <td>仮BM</td> <td>1 基準となる点の選定</td> <td>工事打合簿</td> <td>了</td> <td>測点</td> <td>基準となる点の選定資料</td> <td></td> <td></td> <td>指示</td> <td>着手時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事用多角点</td> <td>2 仮BM、工事用多角点の設置</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>仮BM、工事用多角点の測量結果資料</td> <td></td> <td></td> <td>受理</td> <td>着手時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用地境界</td> <td>1 用地境界、中心線(法線)、縦横断の確認(設計図書との対比)の確認</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>各測量結果資料</td> <td></td> <td></td> <td>受理</td> <td>着手時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦横断</td> <td>2 控杖の設置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>採取土の採取場</td> <td>1 地形の実測</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>地形の実測資料</td> <td>全景又は代表部分</td> <td>採取前後</td> <td>受理</td> <td>採取前後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生土の受入地</td> <td>1 地形の実測</td> <td>工事打合簿</td> <td>提出</td> <td>測点</td> <td>地形の実測資料</td> <td>全景又は代表部分</td> <td>搬入前後</td> <td>受理</td> <td>搬入前後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丁 張等</td> <td>1 主要構造物の位置、高さ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>すり付</td> <td>すり付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完成写真(全景又は代表部分)</td> <td>施工完了後</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	測量	仮BM	1 基準となる点の選定	工事打合簿	了	測点	基準となる点の選定資料			指示	着手時		工事用多角点	2 仮BM、工事用多角点の設置	工事打合簿	提出	測点	仮BM、工事用多角点の測量結果資料			受理	着手時		用地境界	1 用地境界、中心線(法線)、縦横断の確認(設計図書との対比)の確認	工事打合簿	提出	測点	各測量結果資料			受理	着手時		縦横断	2 控杖の設置										採取土の採取場	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	採取前後	受理	採取前後		建設発生土の受入地	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	搬入前後	受理	搬入前後		丁 張等	1 主要構造物の位置、高さ										すり付	すり付					完成写真(全景又は代表部分)	施工完了後			
測量	仮BM	1 基準となる点の選定	工事打合簿	了	測点	基準となる点の選定資料			指示	着手時																																																																																																																																																																																					
	工事用多角点	2 仮BM、工事用多角点の設置	工事打合簿	提出	測点	仮BM、工事用多角点の測量結果資料			受理	着手時																																																																																																																																																																																					
	用地境界	1 用地境界、中心線(法線)、縦横断の確認(設計図書との対比)の確認	工事打合簿	提出	測点	各測量結果資料			受理	着手時																																																																																																																																																																																					
	縦横断	2 控杖の設置																																																																																																																																																																																													
	採取土の採取場	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	採取前後	受理	採取前後																																																																																																																																																																																					
	建設発生土の受入地	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	搬入前後	受理	搬入前後																																																																																																																																																																																					
	丁 張等	1 主要構造物の位置、高さ																																																																																																																																																																																													
	機械	排ガス対策型、低騒音型、低振動型					指定ラベル、標識の写真	施工中																																																																																																																																																																																							
	すり付	すり付					完成写真(全景又は代表部分)	施工完了後																																																																																																																																																																																							
測量	仮BM	1 基準となる点の選定	工事打合簿	了	測点	基準となる点の選定資料			指示	着手時																																																																																																																																																																																					
	工事用多角点	2 仮BM、工事用多角点の設置	工事打合簿	提出	測点	仮BM、工事用多角点の測量結果資料			受理	着手時																																																																																																																																																																																					
	用地境界	1 用地境界、中心線(法線)、縦横断の確認(設計図書との対比)の確認	工事打合簿	提出	測点	各測量結果資料			受理	着手時																																																																																																																																																																																					
	縦横断	2 控杖の設置																																																																																																																																																																																													
	採取土の採取場	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	採取前後	受理	採取前後																																																																																																																																																																																					
	建設発生土の受入地	1 地形の実測	工事打合簿	提出	測点	地形の実測資料	全景又は代表部分	搬入前後	受理	搬入前後																																																																																																																																																																																					
	丁 張等	1 主要構造物の位置、高さ																																																																																																																																																																																													
	すり付	すり付					完成写真(全景又は代表部分)	施工完了後																																																																																																																																																																																							
4 - 3	2 中間検査 (1) 中間検査箇所の選定	<p>① 中間検査(工場検査を除く)は、原則年4回実施される。本庁検査対象箇所については、原則として1回以上 中間検査を受検するよう、箇所を選定する。 ② 出来形が進捗していない工事や工場製作が主となる工事についても、選定の対象とする。 * 現場が進捗していない段階で、施工計画書により施工管理の方法等を検査することが肝要である。 ③ 選定した箇所は、原則として現場検査を行う。</p>	<p>① 本庁契約工事、特別検査工事及び所長委任工事で、工事着手日から概ね1ヶ月以上経過し、かつ、工事完了日まで概ね1ヶ月以上のある工事で、工事進捗率が概ね20~70%の工事を原則対象とする。また、契約金額が1件250万円以上の建設工事を対象とし、指示票にて行う工事、主たる内容が草刈り等の役務提供工事及び交通安全Ⅱ種工事は対象外とする。 ② 中間検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階の実施時期等で行うことを原則とする。 ③ 実施回数は、原則年1回とする。</p>																																																																																																																																																																																												
5 - 1	契約関係様式	中間前払金請求予定書	中間前払金請求予定書の廃止																																																																																																																																																																																												
5 - 6	様式	様式第21 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	様式第21 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。																																																																																																																																																																																												
5 - 7	様式	様式第23 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	様式第23 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。																																																																																																																																																																																												
5 - 8	様式	様式第23の2	様式第23の2 様式変更																																																																																																																																																																																												
5 - 10	様式	様式第24 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	様式第24 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。																																																																																																																																																																																												
5 - 44	様式	(様式第92の続き) 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	(様式第92の続き) 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。																																																																																																																																																																																												

## 土木工事現場必携(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(平成31年)	改定文章(令和2年4月1日一部改正)	備考
5 - 46	様式	(様式第93の続き) 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	(様式第93の続き) 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	
5 - 57	様式	施工体制台帳 様式	施工体制台帳 様式 一号特定技能外国人の従事状況を追加	
5 - 68	様式	工事記録 様式	工事記録 様式 最下段に「また、工事完成時には実施工程表を添付すること」を追加	
5 - 174	様式	様式第4(その1 別紙) 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	様式第4(その1 別紙) 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	
6 - 20	資料	6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱 (平成29年3月3日 28建企第500号 建設部長通知)	6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱 (平成31年3月5日 30建企第538号 建設部長通知) ～資料差替～	
6 - 56	資料	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第10版 (平成28年5月27日 28建企第50号)	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第10版 (平成28年5月27日 28建企第50号 平成31年4月1日一部改正) ～資料差替～	
6 - 349	資料	6-10 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編) H5.1	6-10 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編) R1.9 改正 ～資料差替～	
6 - 496	資料	6-20 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 S49.7	6-20 薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針 H2.9 ～資料差替～	
6 - 508	資料	6-21 薬液注入工法の管理について S52.4	6-21 薬液注入工事に係る管理について H2.9 ～資料差替～	
6 - 621	資料	6-32 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 (平成31年4月1日 一部改正)	6-32 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 (平成31年4月1日 一部改正) 添付様式の差替及び参考様式の一部削除	
6 - 636	資料	6-34 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 H30.4	6-34 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 H31.4 ～資料差替～	
6 - 703	公的機関等 一覧表	株式会社 中部コンクリート検査株式会社	中部コンクリート検査 株式会社	
6 - 705	資料	6-38 土木工事検査基準	6-38 土木工事検査基準 一部改訂	
6 - 731	様式	様式第11 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	様式第11 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	
6 - 732	様式	様式第12 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	様式第12 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	
6 - 733	様式	様式第13 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	様式第13 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	